

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和元年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年二月六日奈良県指令中土第五一―一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年六月二十一日中土第七一―二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字平田二七七番一の一部、二七七番三及び二七八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市内膳町一丁目四番九号

株式会社かとう不動産 代表取締役 嘉藤良道

一 許可番号

平成三十一年四月二十五日奈良県指令中土第五一―一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年六月二十六日中土第七一―三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字三笠一一七番一、一一七番三及び一一七番六の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町五八番地

島中照子

一 許可番号

平成三十一年三月十八日奈良県指令中土第五一―一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年六月二十六日中土第七一―四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年六月二十六日中土第七二―一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字粟殿四五一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檀原市内膳町五丁目六番二九号 サンリブキャトルビル一階

株式会社アイトーホーム 代表取締役 飯原泰弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字粟殿四五一番一の一部

下水道 桜井市大字粟殿四五一番一の一部